

千葉県糖尿病性腎症重症化予防プログラム(令和2年度改定)

千葉県医師会
千葉県糖尿病対策推進会議
千葉県保険者協議会
千葉県糖尿病協会
千葉県

本プログラム改定の背景

平成28年4月20日付け保発0420第4号厚生労働省保険局長通知『「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」の策定について(依頼)」に基づき、県は、県医師会等関係機関・有識者を含めた「千葉県糖尿病性腎症重症化予防対策推進検討会」を設置し平成29年12月20日「千葉県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を策定し周知を図るとともに、実施方法や体制整備について検討を重ねてきた。

その後、平成31年4月25日付け保発0424第2号厚生労働省保険局長通知『「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」の改定について(依頼)」があり、併せて、「腎疾患対策検討会報告書～腎疾患対策の更なる推進を目指して～」(平成30年7月)が示され、慢性腎臓病(糖尿病性腎症を含む慢性に経過する腎臓病の総称。以下「CKD」という。)の取組を推進することにより、新規の人工透析導入患者数を2028年までに35,000人以下に減少させるという数値目標を掲げていることから、CKD重症化予防についても併せて取り組んでいくことで体制強化につなげるため、令和元年度に「千葉県慢性腎臓病(CKD)重症化予防対策部会」を設置した。

さらに、国保制度におけるインセンティブ制度の創設により、保険者の取組は増加したが、KDB・レセプトを用いた対象者の抽出、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組やアウトカム指標での評価により重症化予防の取組の質を高めることを通じて、被保険者の健康の保持・増進を図り、更なる医療費適正化につなげていくため、本プログラムを改定する。

なお、糖尿病性腎症重症化予防対策は、千葉県健康増進計画「健康ちば21(第2次)」、千葉県保健医療計画、千葉県における健康福祉の取組と医療費の見直しに関する計画(医療費適正化計画)、千葉県国民健康保険運営方針に位置付けて施策を展開している。

1 基本的考え方

(1)プログラムの目的

糖尿病性腎症の発症・重症化のリスクを有する、糖尿病未治療者・健診未受診者・治療中断者・糖尿病により受診中で重症化リスクの高い者等に対して、受診・継続受診を勧奨すると併せて適切な保健指導を行い、糖尿病性腎症の重症化を予防するとともに、CKDについても健診から腎機能が低下している者を抽出し、早期受診やかかりつけ医・専門医との連携を強化することで重症化を予防する。これらの対策により、人工透析への導入を阻止することで、県民の健康増進と医療費の適正化を図ることを目的とする。

(2) 本プログラムの性格

本プログラムは、県内の各医療保険者（以下「保険者」）が、県内医療機関と連携して、糖尿病性腎症及びCKD重症化予防対策として早期発見・治療へつなげることによる重症化予防に取り組むための考え方や標準的な内容を示すものである。

(3) 取組に当たっての関係者の役割

地域における取組を検討するに当たっては、以下の役割分担例を念頭に関係者が密接に連携して対応することとする。

(千葉県糖尿病性腎症重症化予防対策推進検討会等の役割)

千葉県糖尿病性腎症重症化予防対策推進検討会は、糖尿病性腎症重症化予防に係る国・都道府県における動向等について、構成団体に周知するとともに、医学的・科学的観点から県内保険者が実施する糖尿病性腎症重症化予防の取組について助言を行うなど、保険者の取組に協力する。

千葉県慢性腎臓病（CKD）重症化予防対策部会は、CKD対策の必要性の周知を図り、保険者が実施するCKD重症化予防について助言を行い、糖尿病性腎症重症化予防も含め保険者の取組に協力する。

(県の役割)

千葉県は、千葉県糖尿病性腎症重症化予防対策推進検討会・CKD部会を開催し、本プログラムを関係団体へ周知し県民に啓発するとともに、糖尿病性腎症及びCKDの重症化を予防する生活習慣の改善に向けて、関係機関と連携し、保険者における事業取組が円滑に実施できるよう支援する。

① 庁内体制の整備

- ・ 部内関係課で問題意識を共有し、部署間の連携を密にしながら取組や市町村・千葉県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）への支援を行う。

② 地域連携に対する支援

- ・ 市町村において、広域連合からの委託による高齢者の保健事業の一体的な実施の取組が着実に進むよう支援する。
- ・ 県保健所は、管内の地区医師会、薬剤師会等の医療関係者や市町村等と必要に応じて連携調整を図る。

③ 事業計画

- ・ 県内の健康課題等に関する俯瞰的な整理を行い、市町村や広域連合が現状分析や計画の立案、評価等を行うに当たって活用可能なデータを提供する。

④ 事業実施

- ・ 市町村や広域連合における事業実施状況を定期的に把握し、取組に濃淡があるときには、進んでいない市町村等を重点的に支援する。

⑤ 事業評価

- ・ 被用者保険や後期高齢者医療とも連携を取り、糖尿病性腎症及びCKD重症化予防の取組の効果が上がるよう調整する。特に後期高齢者については、年齢に関わらず継続

的な支援を受けることができるよう、市町村国保等における継続した取組や事業評価等の円滑な実施に向け、関係自治体間の調整等の支援を行う。

⑥ 人材育成

- ・市町村等保険者や保健指導等受託機関への研修会等を開催し、腎症に関する専門的知識やスキルを継続的に学ぶ機会を提供する。

(市町村の役割)

① 庁内体制の整備

- ・糖尿病性腎症及びCKD重症化予防は、住民の健康保持・増進、健康寿命の延伸、ひいてはQOLの向上につながるものであるとともに、結果的には医療費の適正化にも関わることから、自治体全体の問題として扱う。
- ・健康増進担当課や国保担当課、高齢者医療担当課（広域連合）等の担当者による庁内連携体制を整え、定期的な会議の場を持ち、糖尿病性腎症及びCKD重症化予防事業に取り組む意義について共通認識を持つ。
- ・国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）や医師会、かかりつけ医等、内外と連携することから、窓口となる担当者が誰なのかを外部の関係者に明示するなど、業務における情報共有や協議を円滑に進めやすくするよう工夫する。

② 地域連携を通じた課題分析と情報共有

- ・保有する健診データやレセプトデータ等から未治療者、治療中断者、コントロール不良者を抽出し、継続的に追跡するとともに、対象者の日常生活を踏まえ、他部門、他機関と連携した包括的な支援を行う。
- ・健診データやレセプトデータ等を用いて、被保険者の疾病構造や健康課題を分析し、関係団体とともに課題認識の共有を行う。
- ・分析に当たっては、その地域が有する保険医療等に関する資源の実態（社会資源、専門的な医療人材の有無（糖尿病専門医や糖尿病療養指導士「CDEJ 又は CDE-Chiba」等）、かかりつけ医、かかりつけ薬剤師等専門医療機関との連携体制の状況）を明らかにする。
- ・後期高齢者医療制度の保健事業との一体的な実施に当たっては、広域連合との連携内容について、十分協議する。
- ・健診・レセプトデータ等の分析にあたっては、KDBの活用等について、必要に応じて国保連合会に支援を求める。

③ 事業計画の立案

- ・②で明らかになった課題について、取組の優先順位等を考慮し、対策を立案する。
- ・立案に当たっては、地域の医療機関における連携体制のあり方、ハイリスク者抽出のための健診項目やレセプト情報、健診実施方法、食生活や運動習慣の改善等のポピュレーションアプローチ等、様々な観点から保健指導や受診勧奨内容について検討する。
- ・その際、医師会等の関係団体とこれらの課題や対策について協議する。

④ 事業実施

- ・③の議論の結果に基づき事業を実施する。事業実施に当たっては、国保連合会による

支援や民間事業者への委託等も考えられる。民間業者に委託する場合は、進捗状況を経時的に確認し、必要に応じて軌道修正できるスキームの構築が望ましい。

【効果的・効率的な事業を実施するための条件】

生活習慣病の重症化予防の取組のうち、

ア) 対象者の抽出基準が明確であること

イ) かかりつけ医と連携した取組であること

ウ) 保健指導を実施する場合には、専門職が取組に携わること

エ) 事業の評価を実施すること

オ) 取組の実施に当たり、地域の実情に応じて各都道府県の糖尿病対策推進会議等との連携（各都道府県による対応策の議論や取組内容の共有など）を図ること

⑤ 事業評価

- ・④で実施した事業について、その結果を評価（評価方法については6を参照）し、PDCA サイクルに基づいて次の事業展開につなげる。
- ・高齢者の保健事業の実施に当たっては、広域連合と市町村で連携し、年齢に関わらず継続した支援及び評価を行う。

⑥ 人材確保・育成

- ・保健指導の効果的な実施に向け、専門職や事務職を問わず、積極的に研修会等に参加しプログラムに関する知識を得る。
- ・外部事業者に業務を委託する場合には、糖尿病性腎症及びCKD重症化予防の目的を踏まえて外部事業者を選定し、契約において保険者が求める仕様を具体的に事業者と共有するとともに、委託後も現状分析・企画立案・実施・評価それぞれの局面において詳細を把握し、実施主体として全体のプロセスをコントロールする。

⑦ 千葉県糖尿病性腎症重症化予防対策推進検討会との連携

- ・事業実施状況や取組内容等について同検討会に報告し、必要に応じ協議し助言を得る。

（広域連合の役割）

日本透析医学会の統計によると、新規透析導入患者の平均年齢は年々上昇し平成29年は69.7歳となっており、このうち7割は65歳以上、4割は75歳以上の後期高齢者が占めている。

広域連合は、後期高齢者について、上記に記載した市町村の役割を担うが、特に実施面では保健事業を市町村に委託し、国保の保健事業と一体的に実施するよう調整するなど、市町村（高齢者医療担当課・介護予防担当課や健康増進担当課、地域包括支援センター）及び関係機関との連携を図る。

保健事業の実施に当たっては、「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン」を参照しながら、広域連合と市町村の役割分担や連携体制を整える。

また、健診・医療レセプト（調剤・歯科含む）等のデータ活用・閲覧など実施支援のための情報提供を行う。

制度移行により支援が途切れることなく、継続的な評価ができる体制づくりに協力する。

(全国健康保険協会千葉支部及び健康保険組合連合会千葉連合会等に所属の各団体の役割)

全国健康保険協会千葉支部及び健康保険組合連合会千葉連合会等に所属する団体は、上記に記載した市町村の役割と同様に、当該団体に所属する加入者に係る健康課題の分析と情報共有、事業計画の立案、実施、評価を行うよう努める。

(千葉県医師会・地区医師会等の役割)

千葉県医師会及び地区医師会等は、本プログラムを会員及び医療関係者に対して周知するとともに、かかりつけ医と専門医等との連携を強化して、保険者との連携体制の構築に向けて必要な協力を行う。また、糖尿病治療のエッセンス（日本糖尿病対策推進会議編）、糖尿病治療ガイド・糖尿病診療ガイドライン（日本糖尿病学会）、糖尿病標準診療マニュアル（日本糖尿病・生活習慣病ヒューマンデータ学会）、高齢者糖尿病治療ガイド（日本糖尿病学会）、エビデンスに基づく CKD 診療ガイドライン（日本腎臓学会編）、生活習慣病からの新規透析導入患者の減少に向けた提言（日本腎臓学会編）の積極的な活用が求められることから、千葉県糖尿病対策推進会議と連携協力して、かかりつけ医等会員に対する研修等を開催し、活用周知を図る。

必要に応じてかかりつけ医と専門医が連携できる体制をとることが望ましい。日本糖尿病学会と日本腎臓学会は、かかりつけ医から専門医・専門医療機関への紹介基準を定めている。また、糖尿病専門医・腎臓専門医間における紹介基準も定めており、これらを活用しながら医療機関における連携を更に進めていく。

かかりつけ医は、保険診療における検査等により対象者の病期の判断や合併症等のリスクを把握し、保健指導ツールや CKD シール等を活用し本人に説明するとともに、保健指導上の留意点を保健指導の実施者に伝える。また、腎機能低下者（eGFR 低下者や尿中アルブミン陽性者等）に対する薬局からの疑義照会への対応や専門医への紹介を行う。

(千葉県糖尿病対策推進会議)

千葉県糖尿病対策推進会議は、引き続き CDE・Chiba（千葉県糖尿病療養指導士／支援士）の養成を行うとともに、本プログラムや糖尿病性腎症重症化予防に係る国・都道府県における動向等について構成団体及び会員等に周知するとともに医学的・科学的観点から県内における糖尿病性腎症重症化予防の取組について助言を行うなど、保険者の取組に協力するよう努める。

また、千葉県医師会と連携協力してかかりつけ医等会員に対して糖尿病治療のエッセンス（日本糖尿病対策推進会議編）、糖尿病治療ガイド・糖尿病診療ガイドライン（日本糖尿病学会）、糖尿病標準診療マニュアル（日本糖尿病・生活習慣病ヒューマンデータ学会）、高齢者糖尿病診療ガイド（日本糖尿病学会）、エビデンスに基づく CKD 診療ガイドライン（日本腎臓学会編）、生活習慣病からの新規透析導入患者の減少に向けた提言（日本腎臓学会編）に基づく治療が行われるための研修等を開催し、資質向上を図る。

(国保連合会の役割)

国保連合会は、市町村が KDB の活用による地域における課題の分析や事業実施を効率的に行えるよう対象者抽出や事業実施後の評価分析等の支援を行うため、市町村や県等の

関係機関と連携を図る。

(千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、千葉県看護協会、千葉県栄養士会等の役割)

千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、千葉県看護協会、千葉県栄養士会等関係団体は、本プログラムを会員及び医療従事者に周知するとともに、本プログラムの対象者が、確実に受診を継続できるように、保険者と連携してかかりつけ医、糖尿病専門医及び腎臓専門医等の指示の下で療養指導及び腎機能低下者（eGFR 低下者や尿中アルブミン陽性者等）に対する疑義照会等を行い、対象者の糖尿病セルフケアを支援する。

(CDEJ・CDE-Chiba(日本・千葉県糖尿病療養指導士／支援士)の役割)

CDEJ・CDE-Chiba(日本・千葉県糖尿病療養指導士／支援士)は本プログラムの対象者が確実に受診を継続できるよう、かかりつけ医、糖尿病専門医及び腎臓専門医等の指示の下で、他の医療従事者と連携して療養指導を行い対象者の糖尿病セルフケアを支援する。

(千葉県糖尿病協会等患者会の役割)

千葉県糖尿病協会*等患者会は、本プログラム及び糖尿病連携手帳、腎機能低下者（eGFR 低下者や尿中アルブミン陽性者等）の留意事項を、会員及び関係団体に周知するとともに、本プログラムの対象者が確実に受診を継続できるように保険者等の関係機関と連携して対象者の糖尿病セルフケアを支援する。

※糖尿病患者、家族、医療スタッフ等で組織されており、「患者・家族と広く予備群の方々への療養支援」等を行う団体である。

2 取組方策

基本的な取組は「健康診査・レセプト等で抽出されたハイリスク者に対する受診勧奨、保健指導」、「治療中の患者に対する医療と連携した保健指導」、「糖尿病治療中断者や健診未受診者に対する対応」である。

3 プログラム対象者選定の考え方

本プログラムが推奨する抽出基準は以下のとおりである。なお、対象者の抽出に当たっては、以下の抽出基準に加えて、年齢や個別の状況を総合的に勘案し地域の実情に応じて実現可能な対象者を絞り込むなど、保険者ごとに検討する。

【糖尿病性腎症重症化予防における対象者の抽出】

◆ 「75歳未満の者を対象とする際の抽出基準」

(1) 糖尿病の診断を受けたことがない健診受診者(保険者が抽出する場合)

(フロー図1参照)

糖尿病未治療者のうち、健診データから空腹時血糖値 126mg/dl (随時血糖値 200mg/dl) 以上又は HbA1c 6.5%以上の者であり、かつ次のいずれかを満たす者

- ① 尿蛋白 (±) 以上
- ② 血清クレアチニン検査を行っている場合

ア. eGFR 60ml/分/1.73 m²未満 (70歳以上: eGFR 50ml/分/1.73 m²未満)

イ. eGFR 60ml/分/1.73 m²以上（70歳以上：eGFR 50ml/分/1.73 m²以上）であっても1年間の eGFR 低下が 5ml/分/1.73 m²以上又は1年間の eGFR の低下率が 25%以上 ※①・②を満たさない場合、本プログラムの対象ではないが、糖尿病患者である可能性があるため、未受診の場合には受診勧奨する。

(2) 過去に糖尿病の治療歴があるが治療を中断している者、又は治療中ではない当該年度健診未受診者(保険者又は歯科・眼科・薬局等の関係機関が抽出する場合)(フロー図2参照)

① 過去に一度でも糖尿病治療歴がある者、又は過去3年程度の健診にて空腹時血糖値が 126mg/dl (随時血糖値 200mg/dl) 以上若しくは HbA1c 6.5%以上が確認されている者で、最近1年間に、健診を受診した記録やレセプトデータから糖尿病で受診した記録がない者。なお、過去の糖尿病治療歴については、レセプト上で「糖尿病名」「糖尿病治療薬等の投薬歴」があること。

② 歯科や眼科治療受診中の患者において糖尿病未受診や治療中断が判明した者

③ 薬局やイベント等における健康相談において眼科受診歴が無い者や定期的受診をしていない等、糖尿病の管理が不十分な者（糖尿病未治療者や治療中断者を含む）

※①～③の者が当該年度の健診を受診した場合はフロー図1に従い抽出を行うと共に、プログラム対象者となった場合には特に重症化の危険が高い者として注意を要する。

(3) 糖尿病で医療機関を受診している者(かかりつけ医等医療機関が抽出する場合)(フロー図3参照)

糖尿病治療中の者に対して定期的に行う検査(少なくとも1回/年)で、尿蛋白((±)以上)、eGFR(基準値は(1)参照)、尿アルブミン(微量アルブミン 30mg/gCr 以上)等により、糖尿病性腎症第2期以上の腎機能低下が判明し、実生活に即した保健指導が必要であると医師が判断した者

※なお上記の者が当該年度の健診を受診した場合はフロー図1に従い医療保険者が抽出を行うと共に、かかりつけ医等医療機関と連携して保健指導を行う。

◆「75歳以上の後期高齢者を対象者に抽出する上での留意事項」

後期高齢者については、「75歳未満の者を対象とする際の抽出基準」に合わせた一律のプログラムではなく、個人の状況に合わせて QOL 維持・向上、要介護状態への移行阻止等を含めた包括的な対応が必要であることから、健診データからの対象者抽出に当たっては暫定的に HbA1c ≥ 8.0%かつ尿蛋白(+) 以上を基準とし、地域の実情に合わせて検討する。
※上記の基準に該当しない場合にも、糖尿病網膜症の存在や高血圧のコントロールが不良(目安：140/90mmHg、後期高齢 150/90mmHg 以上)等の情報を参考として、必要に応じて抽出する。

【CKD 重症化予防における対象者の抽出】

(4) 糖尿病でないが、腎機能の低下又は尿異常がみられる者(糖尿病性腎症重症化予防プログラムの対象とはならない CKD 患者)(フロー図4参照)

フロー図4に従い医療保険者が抽出し、CKD 対策協力医・腎臓専門医への受診勧奨を行う。(受診勧奨通知例は別紙3参照)

4 介入方法

(1) 受診勧奨

保険者は、「3 プログラム対象者選定の考え方」(1)～(3)で抽出された者に対して、個別に医療機関の紹介を含め受診勧奨を行う。対象者がかかりつけ医をもっていない場合には、千葉県保健医療計画中に記載された糖尿病治療を担う機能別医療機関のリストを活用して受診勧奨を行う。また、フロー図4で抽出された者に対して、CKD対策協力医リストや日本腎臓学会の腎臓専門医一覧を活用し、必要に応じてCKD対策協力医(かかりつけ医)や腎臓専門医へ受診勧奨を行う。なお、糖尿病性腎症重症化予防プログラムとCKDフロー図の両方で対象となる場合には、前者のプログラムで対応することとする。

受診勧奨の方法(手紙送付、電話、面接等)は、対象者の状態に応じて検討する。特に、糖尿病性腎症第2期に該当する者については、時宜を逸しない適切な介入により寛解する可能性があることから、強力な受診勧奨(訪問等)を行い保健指導に繋げる。

保険者は2～3か月後にレセプトデータや本人への聞き取り等により受診勧奨後の受診の有無を確認し、医療機関受診につながっていない場合には、前回とは対応方法を変える等の工夫をして再度受診勧奨を行う。治療中断者については、内科のみならず歯科や眼科、医療機関や薬局等から保険者へ紹介の連絡があった者も対象とし、保健指導につなぐため本人の同意が得られるよう受診勧奨を行う。

(2) 保健指導

保険者は、「3 プログラム対象者選定の考え方」(1)～(3)で抽出された者に対して糖尿病性腎症の管理の必要性を説明し、本人の同意を得て、保険者が一定の期間(3か月～6か月)、食事・運動指導等の対象者の実生活に即した具体的な保健指導を行う。なお、かかりつけ医がいる場合は対象者が当該プログラムに参画する旨をかかりつけ医に伝え連携する。

保険者及び医師は、「3 プログラム対象者選定の考え方」(3)で抽出された者に対して糖尿病性腎症の管理の必要性を説明した上、保健指導への参加推奨を行い、参加意向を確認し、同意を得る(プログラム参加同意表明記載例は別紙1参照)。

糖尿病連携手帳等や保健指導報告書等の所定の様式を活用して、かかりつけ医と情報共有し、重症化を阻止・遅延するために、対象者の実生活に即した具体的な保健指導を実施する。

保健指導の内容は、原則として薬剤師、保健師、管理栄養士等の専門職が、かかりつけ医及び医療機関と連携し、原則的には以下の内容について3か月～6か月間を目安に複数回行うものとする。

- ・受診状況確認、受診継続指導
- ・医師の指示に基づく食事・運動等生活習慣に関する指導
- ・血糖・血圧・血清脂質の確認、適切な服薬指導
- ・禁煙、適量飲酒等の生活指導
- ・効果的な行動変容、実現可能性を考慮した目標の設定と自己管理の指導

◆腎症病期分類、対応例、病期に応じた保健指導等の内容例は付録資料図表1～図表4参照

(保健指導における留意点)

- ・糖尿病性腎症の対象者への保健指導に当たっては、医療と連携し、リスクマネジメントの体制を確保する。
- ・高齢者、特に後期高齢者については、複数疾患の合併に加え、フレイルやサルコペニア、認知症等により、多病・多剤処方の状態に陥るなど、健康上の不安が大きくなるため、高齢者の特性を踏まえた対象者選定基準、保健指導方法を検討する。
- ・高齢者への保健事業においては、「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン（平成30年4月厚生労働省保険局高齢者医療課）」、「高齢者糖尿病診療ガイドライン2017（日本老年医学会）」、「高齢者高血圧診療ガイドライン2017（日本老年医学会）」、「高齢者脂質異常症ガイドライン2017（日本老年医学会）」等の各種ガイドラインを参考に実施する。

5 実施体制

保険者は担当窓口を明確にし、医師会、地域の医療機関、事業を委託する場合は委託実施機関等他の関係機関と調整を図る。

かかりつけ医は、病歴聴取や診察、保険診療における検査等（定期的なeGFRの算出、尿アルブミン検査（基準は3プログラム対象者選定の考え方（1）及び（3）を参照）により対象者の病期診断、循環器疾患等のリスクや糖尿病合併症（網膜症等）の状況を把握し、保健指導ツールやCKDシール等を活用して本人に生活面の留意点を説明するとともに、保健指導上の留意点を保険者の保健指導の実施者に伝える。また、かかりつけ医は腎臓専門医、かかりつけ薬局等とも十分な連携をとり、腎機能低下者（eGFR低下者や尿中アルブミン陽性者等）に対する薬局からの疑義照会への対応等、一元的な情報提供に基づき、地域で対象者を中心とした切れ目のない医療を提供する。

さらに、かかりつけ医等医療機関は、以下の基準に基づき腎臓専門医へ紹介する。

◆かかりつけ医等医療機関から腎臓専門医への紹介基準

以下の（1）～（3）のいずれかの場合に腎臓専門医へ紹介する

（1）高度の尿蛋白 尿蛋白/Cr比 0.50g/gCr 以上又は（2+）以上

（2）尿蛋白と血尿がともに陽性（1+）以上

（3）eGFR 45ml/分/1.73㎡未満

保険者、かかりつけ医、糖尿病・腎臓専門医、かかりつけ薬局薬剤師等は、対象者へ「糖尿病連携手帳」や「お薬手帳」等の積極的な活用を呼びかけ、受診時に主治医や薬局薬剤師等へ主体的に申告や相談ができるよう促すとともに、「糖尿病連携手帳」や「お薬手帳」等を活用して対象者の情報を共有^{*}し、連携して医療提供と保健指導を行う。保健指導については、糖尿病療養指導や特定保健指導等の十分な経験を有し、糖尿病性腎症重症化予防のための研修等を受けた専門職がCDEJ、CDE-Chiba等と連携して実施することが望ましい。

千葉県医師会及び千葉県糖尿病対策推進会議は、連携協力してかかりつけ医等に対して糖尿病治療のエッセンス（日本糖尿病対策推進会議編）、糖尿病治療ガイド・糖尿病診療ガイドライン（日本糖尿病学会）、糖尿病標準診療マニュアル（日本糖尿病・生活習慣病ヒューマン

データ学会)、高齢者糖尿病診療ガイド(日本糖尿病学会)、エビデンスに基づくCKD診療ガイドライン(日本腎臓学会編)、生活習慣病からの新規透析導入患者の減少に向けた提言(日本腎臓学会編)に基づく治療が行われるための研修等を開催する。また、引き続きCDE-Chibaの養成と資質の向上のための研修を行いながら、併せてプログラムを周知する。

※「糖尿病連携手帳」等を活用した対象者の情報の共有内容については、関係機関が情報共有しやすいように、以下の点に留意して明確に記載することが重要である。

- ・かかりつけ医、糖尿病・腎臓専門医等：診療日、診療方針、保健指導のポイント等
- ・保険者等関係機関：保健指導実施日、保健指導の内容等

また、お薬手帳の活用時にはCKDシールの有無を確認し、適切な対応を行う。

6 プログラムの評価

(1)目的

事業評価を行う目的は、①より効果的・効率的に事業を展開するために取組内容を振り返ること、②糖尿病性腎症及びCKD重症化予防の最終目標は新規透析導入抑制であるため、短期・中長期的な評価を継続的に行うことである。また、保険者は、本プログラムの対象者について、健診データやレセプトデータ等により翌年度以降もプログラム評価を行うことが望ましい。

(2)方法

(保険者におけるプログラム運用の評価)

保険者は、本プログラムに基づく受診勧奨及び保健指導について、次の評価指標を参考に取組評価を行う。なお、国保から後期高齢者医療制度へ、切れ目なく事業評価できる体制の整備が必要であり、役割分担等を含めあらかじめ長期的追跡を見込んだ計画を立案する。

1) ストラクチャー評価

- ・目標を設定し、医師会等関係機関(委託の場合は委託業者も含む)と連絡・協力体制を確保しているか
- ・プログラム実施に必要な人員の確保はしているか
- ・保健指導の実施者は、薬剤師、保健師、管理栄養士等専門の職員を置くなどして、実施体制を確保しているか

2) プロセス評価

- ・糖尿病連携手帳を活用したプログラム実施手順書等を作成するなどして、関係者間で意見を交換し情報共有しているか
- ・対象者の抽出、事業説明、受診勧奨、保健指導、評価等、各段階で評価しているか
- ・対象者に合わせた実施内容を準備できているか

3) アウトプット評価

- ・受診勧奨を行った人数(医療機関未受診者数の内、受診勧奨を行った人数)
- ・対象者の内、保健指導が実施できた割合(保健指導対象者数の内、保健指導(初回面

談が実施できた人数・保健指導を完了した人数))

4) アウトカム評価

① 短期的指標 (保健指導終了前・3か月後・6か月後)

- ・医療機関受診につながった人の人数 (医療機関未受診者数の内、受診勧奨を行った人数・医療機関受診につながった人数)
- ・かかりつけ医からの紹介により、腎臓専門医受診につながった人の人数
- ・生活習慣改善意欲、QOL、行動変容 (食生活改善・運動習慣・禁煙・減酒・口腔衛生等)
- ・対象者の検査値 (体重・BMI、空腹時血糖値、HbA1c、eGFR、尿蛋白等) の改善率
- ・対象者の内、保健指導に参加しなかった者の人数
- ・プログラム内容に関する満足度や参加者の意識・行動の変化 (【参考となるアンケート項目例】は別紙2参照)

② 1年後評価指標

- ・評価の構造を意識した分析
 - (第一層) 食生活 (適正なたんぱく質摂取量、減塩等)、喫煙、体重、飲酒、医療機関受診
 - (第二層) 血糖・HbA1c、血圧、LDL コレステロール (または non-HDL コレステロール)
 - (第三層) 腎機能: 尿蛋白、クレアチニン、eGFR、尿アルブミン等、生活機能、QOL

③ 中長期的指標 (2年～4年)

- ・医療機関受診につながった人の継続した受療率・服薬状況
- ・対象者の検査値 (体重・BMI、空腹時血糖値、HbA1c、eGFR、尿蛋白、アルブミン尿) の評価、及び特定健診受診者全体の検査値の評価
- ・医療費、糖尿病性腎症による透析導入数 (率)

④ 長期的指標 (5年～10年)

レセプトによる受療状況、医療費、糖尿病性腎症による透析導入数 (率)

※これら以外にも、各保険者の実情に応じて評価項目を具体的に定めることができる。

(眼科・歯科受診状況、薬局等)

※KDBでは事業対象者の抽出、事業対象者の経年的なデータ抽出、保険者全体のマクロ的な評価を行うことが可能であり、評価ツールとして活用することが有用である。

【医療保険者としてのマクロ的評価 (KDBの活用)】

- ・新規透析導入患者
- ・糖尿病性腎症病期、未治療率
- ・HbA1c8.0%以上の未治療者
- ・健診受診率、医療費推移 等

(県におけるプログラム運用の評価)

(1) ストラクチャー評価

- ・目標を設定し、医師会等関係機関（委託の場合は委託業者も含む）と連絡・協力体制を確保しているか
- ・プログラム実施に必要な医師・専門職等との連携体制を確保しているか

(2) プロセス評価

- ・プログラムを策定し、医師会や医療機関、保険者等関係機関への周知・啓発を実施しているか
- ・関係者間で、プログラムに関する県の対応策や保険者の取組内容の共有を図っているか
- ・糖尿病治療実施医療機関の糖尿病連携手帳使用率（千葉県保健医療計画改定に関する調査）

(3) アウトプット評価

- ・プログラム及び糖尿病性腎症重症化予防の取組保険者数（保険者努力支援制度申請市町村数）
- ・プログラム実施に連携協力している医療機関数等
- ・CKD シール貼付枚数、薬局から医療機関等への疑義照会件数
- ・CKD 対策協力医の登録者数
- ・保険者から CKD 対策協力医及び腎臓専門医への受診勧奨件数
- ・保険者からの受診勧奨により CKD 対策協力医及び腎臓専門医を受診した件数
- ・CKD 対策協力医、腎臓専門医間の紹介件数・逆紹介件数

(4) アウトカム評価

- ・年間新規透析導入患者数（糖尿病性腎症によるもの、その他の原疾患によるもの）
（日本透析医学会）
- ・治療継続者の割合（生活習慣アンケート）
- ・HbA1c 6.5%又は空腹時血糖値 126mg/dl 以上で、かつ尿蛋白（±）以上の者のうち糖尿病未治療者の割合（特定健診・特定保健指導に係るデータ分析）
- ・医療費（国民健康保険病類別疾病統計表）

7 個人情報の取扱い

健診データやレセプトデータは、一般的には個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に定める要配慮個人情報に該当し、他の個人情報よりも慎重に取り扱う必要があるため、あらかじめ個人情報の取扱いについて整理する。具体的な取扱いは、以下の国プログラムを参照されたい。

（以下、国の糖尿病性腎症重症化予防プログラムから抜粋）

(1) 市町村及び広域連合における取扱い

市町村及び広域連合が保有する個人情報については、それぞれ市町村及び広域連合が定める個人情報の保護に関する条例（以下「個人情報保護条例」という。）の規定に基づき、庁内等での利用、外部委託事業者への業務委託、第三者（医療機関、他の自治体）への情報提供など、様々な場面において、その適正な取扱いが確保されるべく措置が講

じられている。

この点に関し、国保及び後期高齢者医療に係る個人情報の取扱いについては、厚生労働省の事務連絡において、診療報酬明細書、特定健診等記録を活用し、被保険者のニーズに応じた保健事業を効果的・効率的に実施することは、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）等に基づく保険者の事務（事業）に当たるものと既に整理されており、糖尿病腎症重症化予防を含む保健事業に個人情報を活用することは、医療保険者として法令上通常想定される目的内利用であると整理される。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）により、市町村及び広域連合がマイナンバーを利用して被保険者の特定健診情報等を管理できるとされているが、情報連携の対象とはされていない。したがって、保険者間で特定健診等データの連携を行う際には、マイナンバー制度の情報提供ネットワークシステムを用いるのではなく、個別の事案ごとに保険者間で照会及び提供する仕組みとなる。

また、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する有識者会議」の報告書においては、複数の行政機関又は行政機関内の複数の部署において広く一体的に医療、介護情報等の把握・分析を実現できるようにするため、法令上明確化し、情報の一体的な活用を可能とすることが重要である旨言及されている。

（2）都道府県における取扱い

健診データやレセプトデータは、管内市町村又は広域連合（以下「管内保険者」という。）が保有する個人情報であることから、都道府県が糖尿病性腎症重症化予防の取組を実施するに当たっては、被保険者本人の同意があるなど、管内保険者が定める個人情報保護条例の要件に該当する場合に限り、当該管内保険者から都道府県に情報提供がされることとなる。

また、管内保険者から情報提供を受けた都道府県は、当該都道府県が定める個人情報保護条例の規定に基づき、庁内等での利用、外部委託事業者への業務委託、第三者（医療機関、他の自治体）への情報提供等に一定の条件が付されることとなる。

なお、国保の都道府県単位化に伴い、平成 30 年度から都道府県も保険者として市町村とともに国保の運営を担うこととなったが、保険給付や保健事業の実施主体は引き続き市町村であり、健診データやレセプトデータの保有者が市町村であることに変わりはない。一方、都道府県は、国保の財政運営の責任主体として、管内市町村の保険給付の適正な実施の確保を目的として給付点検等を行うこととしており（国民健康保険法第 75 条の 3）、その効率的な運用のため、国保総合システムや KDB 等を閲覧することができる。

したがって、各都道府県が糖尿病性腎症重症化予防の取組を実施するに当たっては、一般的に個人情報保護条例において第三者提供の要件として定められる「法令等の規定に基づくとき」に該当するものとなることから、これも踏まえ、給付点検等に必要な範囲かつ、各個人情報保護条例で定める範囲において、都道府県において個人情報を活用

することが可能となる。

(3) 医療機関における取扱い

医療機関では、個人情報保護法や同法を基礎として策定された「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」(平成 29 年 4 月 14 日個人情報保護委員会・厚生労働省。以下「ガイダンス」という。)等に従い、個人情報を取り扱う必要がある。

医療機関が保有する患者の個人情報は、医療の提供に伴い医療機関が保有するものであるため、市町村等が治療中の患者を糖尿病性腎症重症化予防の取組の対象とする場合、当該取組に医療機関の有する患者の治療状況等、市町村等有しない情報を活用するに当たっては、あらかじめ当該患者の本人同意が必要である等、個人情報保護法やガイダンスに従って、適切に取り扱う必要がある。

(4) 外部委託事業者における取扱い

市町村等が糖尿病性腎症重症化予防の取組を事業者に委託して実施する場合、当該事業者は、個人情報保護条例における委託に関する規定を遵守するとともに、市町村等との間で個別に締結される契約書の定めに従って業務を遂行する必要がある。

個人情報を取り扱う事業者には、個人情報保護法やガイダンスに基づき、事業者としての安全管理措置を講ずる責務がある。具体的には、個人情報保護に係る規程の整備、管理監督等のための組織体制の整備、個人データの盗難・紛失等を防ぐための物理的な安全措置などの個人情報の管理について、万全の対策を講じる必要があり、プライバシーマークを取得することが望ましい。また、委託を行う市町村等においても、適切に事業者を選定すべく、これらの点に留意して委託仕様等を作成する必要がある。

糖尿病性腎症・CKD重症化予防 対象者抽出フロー図

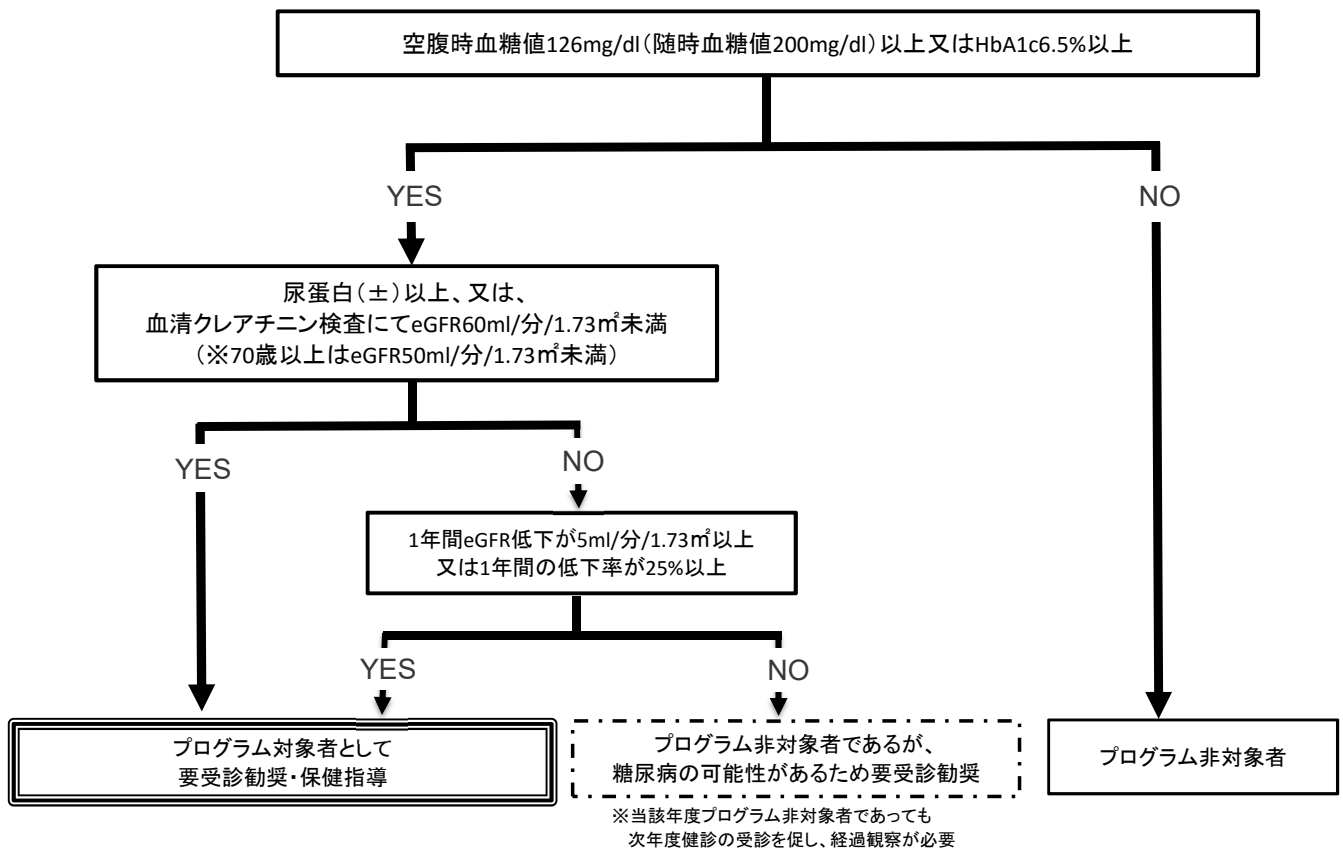
【フロー図1】糖尿病の診断を受けたことがない健診受診者（保険者が健診データから抽出）

【フロー図2】糖尿病の治療中断者、又は未治療者（保険者及び関係機関が抽出）

【フロー図3】糖尿病で治療中の者（かかりつけ医等医療機関が抽出）

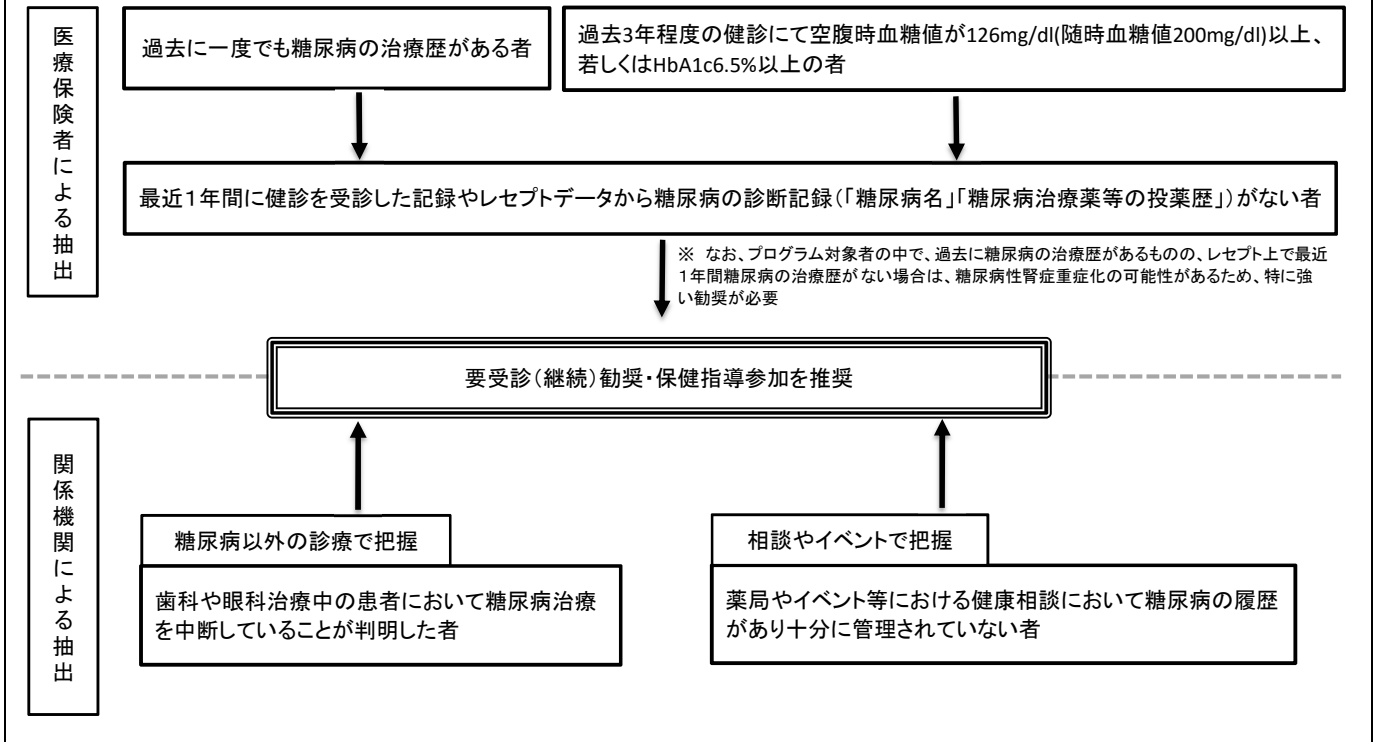
【フロー図4】CKD抽出フロー図（特定健診結果から保険者が抽出）

【フロー図 1】 糖尿病の診断を受けたことがない健診受診者の場合の対象者抽出フロー図
（保険者が健診データから抽出）

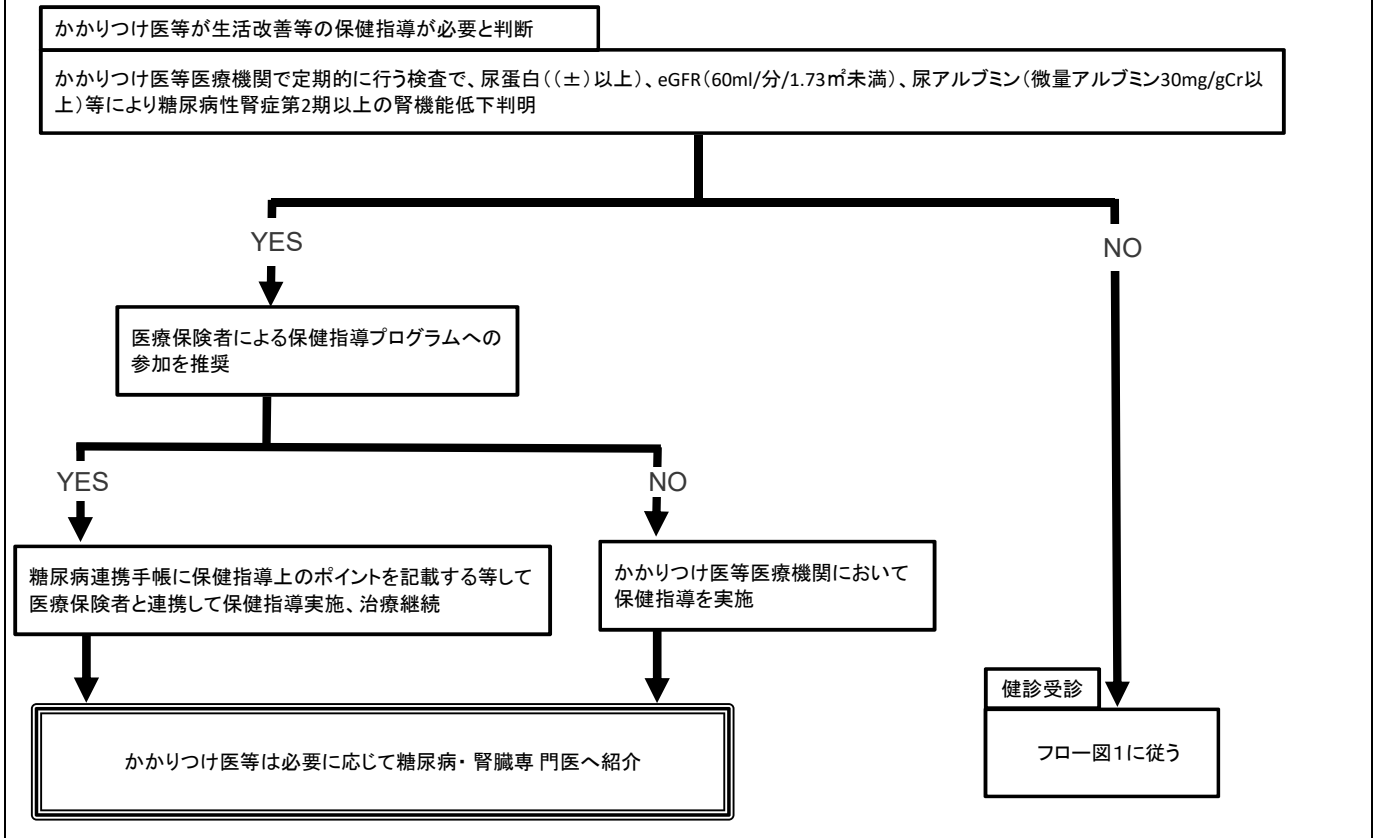


※ なお、プログラム対象者の中で、過去に糖尿病の治療歴があるものの、レセプト上で最近1年間糖尿病の治療歴がない場合は、糖尿病性腎症重症化の可能性があるので、特に強い勧奨が必要である。

【フロー図 2】 糖尿病の治療中断者、又は未治療者抽出フロー図（保険者及び関係機関が抽出）

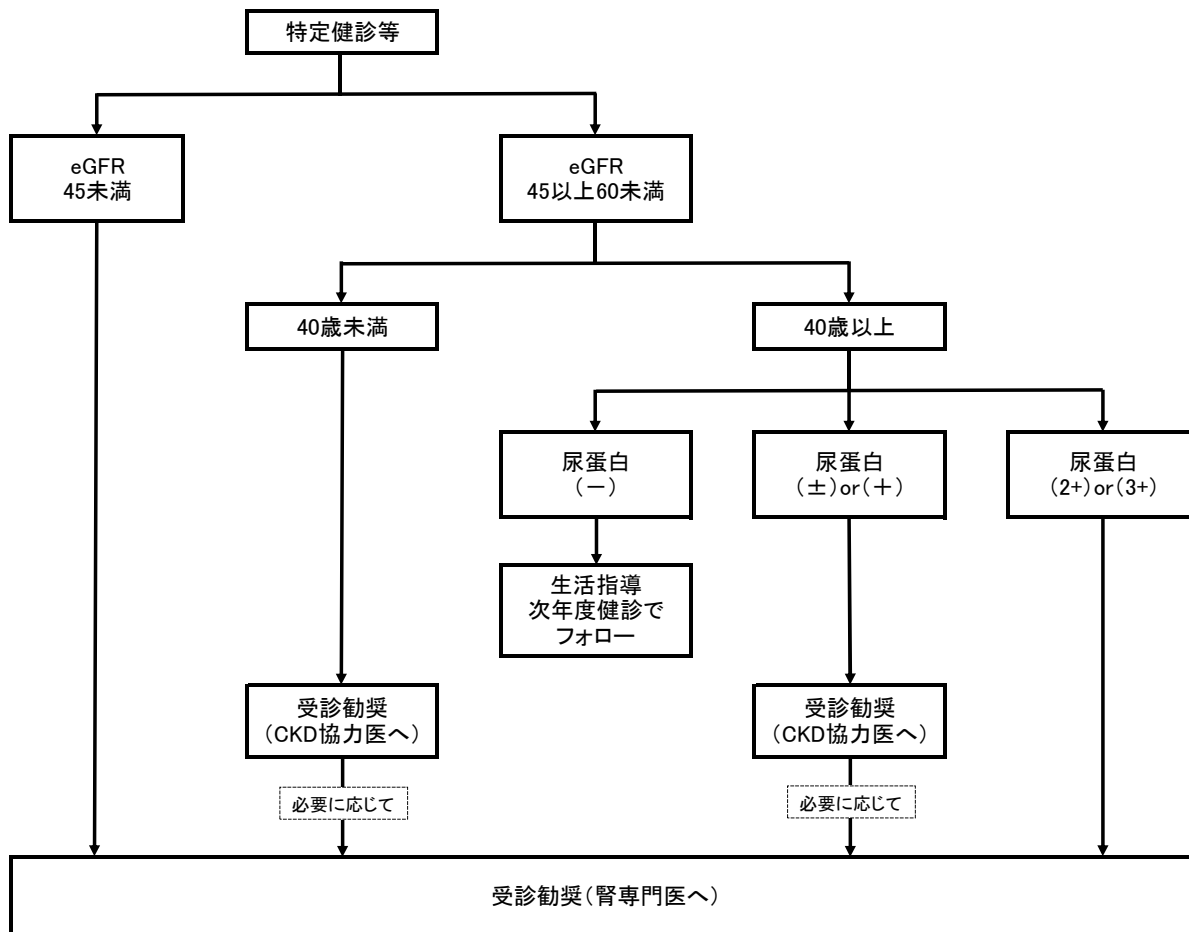


【フロー図 3】 糖尿病で治療中の者の場合の対象者抽出フロー図（かかりつけ医等医療機関が抽出）



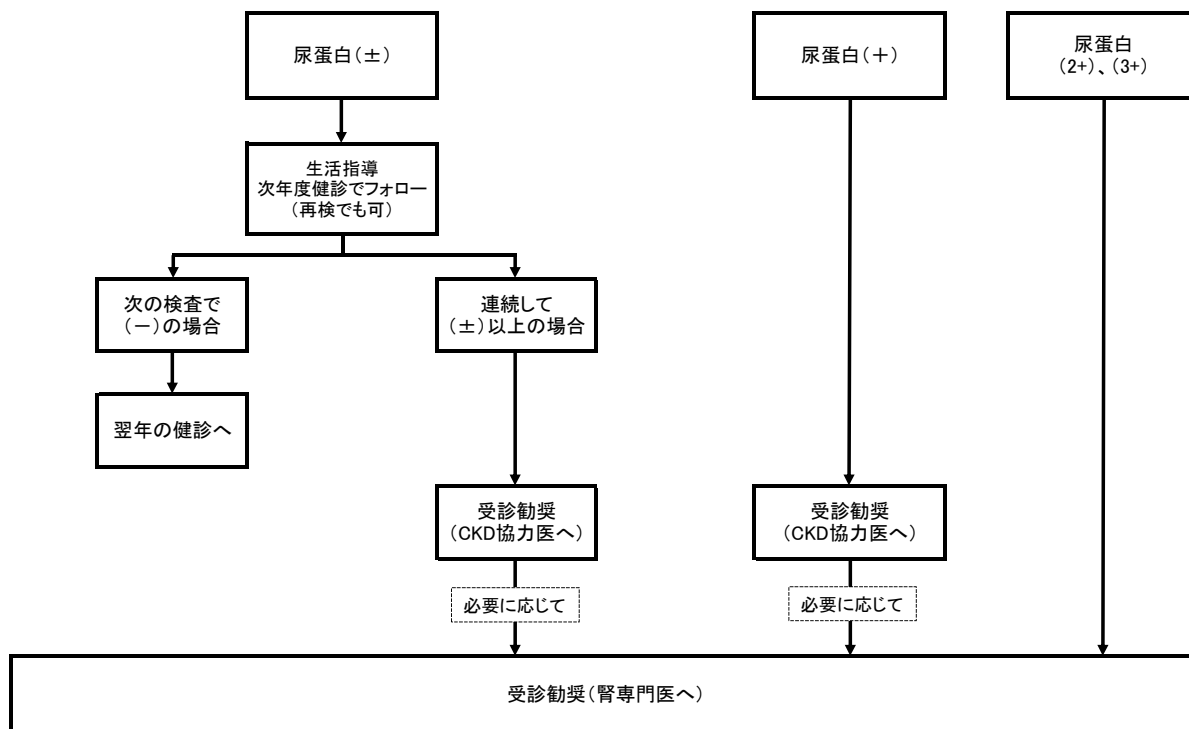
【フロー図 4】 CKD抽出フロー図(特定健診結果から保険者が抽出)

【eGFRによる抽出基準】



【尿蛋白による抽出基準】

※eGFRによる抽出が不可の場合に使用



P1ß*...b É ß ç Û Ò g • -/² Â°³U[b MX\ K Z ¥ • (¾€\$\$ @8 B í \$! /œ
 K Z 8 • (¾€\$\$ m' † q#ÝM• G\ @*f < } € • Q b œ 4 Ñ « b Q#Ý
 c Y0[[6 • S u0°³Ub ² 0[c ^ 8

q#Ý%² [

(¾€\$\$ m' P>5† q#ÝK S [

g g _ _ ß _____

· HŠ [ð • , V , “ _____ • ô Â z .

H9@ fi L

H9@ fi L

P1ß*...b g • - † “ • 7• b1 Â ! 8ob [

>/>>& -7d*... >' c ? ? ~ X E b \$ª %5* _ ö Y A 7Á0ðí 8 K í ² 0[i

0¼e'¼ _ | ~ #Öq*f Ð b 5 • _ ¥ E S - ú æ _ † /œ8 r M

>0>, - ú æ _ c + a>&1? v>|>4? v>'&i Ø [6 ~ Q b 6ë - 7d*... \ ? ? ~ X E

'¼ b 6ö € M • µ 6ö c 0\$ª _ '¼ b - ú æ _ _ ² 0[^ _ † ¹ w K r M

>1>, (¾€\$\$ \$ª _ 6ö M • æ & g c ? ? ~ X E _ ' W Z C T I 8

>2>>& -7d*... >' @ < M • É ß ç Û Ò « £ª x î Ý c è W b \ > ~ [M

û

P	7Á	P	7Á	P	7Á	7Á	7Á	P
8	0ð	8	0ð	8	0ð	0ð	0ð	8
8		8		8				8
K		K		K				K

